

合同会社AuroraNce 利用規約

第1条(はじめに)

本規約(以下「本規約」といいます)は、合同会社AuroraNce(以下「当社」といいます)が提供するオンラインアシスタントサービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めるものです。本サービスを利用するすべての契約者(以下「利用者」といいます)は、本サービスの申し込みを行った時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第2条(本規約等の変更)

1. 当社は、民法第548条の4に基づき、当社の判断において本規約を変更することができます。
2. 規約を変更する場合、効力発生の2週間前までに、変更内容および発効時期を当社ウェブサイトに掲載、または利用者に通知します。
3. 利用者が規約の変更後も引き続き本サービスを利用する場合、変更後の規約に同意したものとみなされます。

第3条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下の通りとします。

1. 「利用者」:本サービスの利用申し込みを行い、当社と契約を締結した法人または個人。
2. 「アシスタント」:当社の管理下において、利用者の業務支援を行うスタッフ。
3. 「成果物」:本サービスの遂行過程で作成され、利用者に納品されるドキュメント、データ、レポート等。
4. 「秘密情報」:本契約の履行に関連して、相手方から開示された技術上、営業上、または経営上の有用な情報。

第4条(本サービスの内容と契約性質)

1. サービス内容
本サービスは、利用者の事業運営に必要なバックオフィス業務、秘書業務、その他これらに付随する業務を、オンライン上で支援するものです。
2. 契約の法的性質(準委任契約)
本契約は、民法第656条に基づく「準委任契約」とします。当社は、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する義務を負いますが、業務の結果や成果物の完成自体を保証するものではありません(請負契約ではありません)。したがって、業務の遂行過程において生じた成果物に対する瑕疵担保責任は負わないものとします。
3. 利用可能時間
本サービスの通常対応時間は、平日9:00から18:00までとします。これ以外の時間帯(土日祝日および夜間早朝)の対応については、別途「料金規定」に基づく割増賃金が発生します。
4. 業務の場所・環境
業務は原則としてアシスタントの自宅または当社が指定する場所(リモート環境)で行いません。利用者は、アシスタントの就業場所や就業時間を直接指揮命令することはできません。

第5条(再委託)

1. 当社は、本サービスの業務の一部または全部を、当社の責任において第三者(以下「再委託先」といいます)に再委託することができるものとします。
2. 当社は、再委託先に対して本規約に基づく守秘義務を遵守させるものとし、再委託先の行為について、利用者に生じた損害に対して責任を負います。

第6条(利用料金および支払方法)

1. 利用者は、別途当社が定める「料金規定」に従い、利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金は原則として前払いとし、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 契約期間内に、契約した利用可能時間(稼働枠)を消化しきれなかった場合でも、残時間の翌月への繰り越しや返金を行わないものとします。
4. 支払期日までに支払いがない場合、利用者は年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第7条(契約期間と更新)

1. 本契約の有効期間は、別途個別契約または申込書に記載された期間とします。
2. 期間満了の1ヶ月前までに、利用者または当社から別段の意思表示がない限り、本契約は同一条件で自動的に更新されるものとします。
3. 利用者が契約の中途解約を希望する場合、解約希望月の前月末日までに当社へ通知するものとします。なお、月途中の解約であっても日割り計算による返金はいりません。

第8条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 当社またはアシスタントへの暴言、威圧的な言動、セクシュアルハラスメント、その他業務を妨害する行為。
2. アシスタントの個人情報(住所、電話番号、SNSアカウント等)を詮索し、または業務外で直接接触を試みる行為。
3. アシスタントに対し、当社の競合となるサービスへの勧誘や引き抜きを行う行為。
4. 法令に違反する業務、または公序良俗に反する業務を依頼する行為。
5. 弁護士法、税理士法等の法令により、有資格者のみに許された独占業務を依頼する行為。

第9条(サービスの停止・解除)

利用者が以下のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告を要せず、直ちに本サービスの提供を停止し、契約を解除することができるものとします。

1. 利用料金の支払いを遅滞し、督促に応じない場合。
2. 前条(禁止事項)のいずれかに該当する行為があった場合。
3. 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、民事再生等の申立てがあった場合。
4. その他、当社が契約の継続を困難と判断する重大な事由が生じた場合。

第10条(知的財産権の帰属)

1. 本サービスの遂行過程で作成された成果物の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)およびその他一切の知的財産権は、当該成果物の引渡し完了時、かつ利

- 用料金の全額が支払われた時点で、当社から利用者に移転するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が従前から保有していたノウハウ、テンプレート、または第三者が権利を有する素材等については、権利の移転は行われたいものとします。
 3. 利用者は、利用料金の支払いが完了するまでの間、成果物を当社の許諾なく使用、複製、または第三者に開示することはできません。

第11条(秘密保持)

1. 当社および利用者は、本サービスの利用を通じて知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後に受領者の責によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手した情報
3. 本条の規定は、本契約終了後も3年間有効に存続するものとします。

第12条(免責および損害賠償)

1. 当社は、本サービスの利用により利用者に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 当社が責任を負う場合であっても、その賠償額は、損害が発生した月における利用者が当社に支払った利用料金(1ヶ月分相当額)を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、将来の損害については、予見の有無を問わず一切の責任を負いません。

第13条(反社会的勢力の排除)

利用者および当社は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員等)に該当しないこと、およびこれらと関係を持たないことを表明し、保証します。違反が判明した場合、相手方は何らの催告を要せず契約を解除できるものとします。

第14条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項が法令等により無効と判断された場合であっても、その他の条項は有効に存続するものとします。

第15条(準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関し、利用者当社との間で訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

制定日:2026年2月10日

